

児童手当などの手続きを

*申請をしていない人は児童福祉課へ

*10月期の児童手当は、10月10日に口座へ振り込みました。

☎ 児童福祉課 55-2763

	受給資格者など	請求者の所得限度額 (給与所得控除後)	手当の月額など	申請に必要なもの
児童手当	● 小学校入学前の児童を養育している人	扶養人数 2 人の場合 544万円 <385万円> 扶養人数 4 人の場合 620万円 <461万円> ※上段は厚生年金・共済・船員保険加入者、<>内はそれ以外の国民年金加入者など	1 人目・2 人目の児童 5,000円 3 人目以降の児童 1 万円	● 印鑑 ● 申請者名義の預金通帳 ● 厚生年金・共済・船員保険加入証明 (用紙は児童福祉課にあります)
児童扶養手当	離婚、未婚及び死亡などで父親がいない児童、または父親が重度の障害の状態にある児童を養育している母、並びに養育者で公的年金を受給していない人 (児童は18歳に達した最初の3月31日まで) 事実上婚姻関係のない人で、監護日より5年以内の人 (申請者本人が児童福祉課へ)	全部支給 扶養人数 2 人の場合 132万6,000円 一部支給 扶養人数 2 人の場合 230万円	児童1人 4万2,370円 2人目 5,000円増 3人目以降 3,000円増 児童1人 2万8,350円	● 印鑑 ● 戸籍謄本 ● 住民票謄本 ● 申請者名義の預金通帳
母子家庭等医療費	● 18歳以下の児童を扶養している母子家庭の母と児童 " 父子家庭の父と児童 ● 18歳以下で両親のいない児童 ● 精神または身体の障害により長期にわたり労働能力を失っている人の配偶者と18歳以下の児童 (18歳以下の児童とは18歳に達した最初の3月31日まで) 小学校就学の始期から義務教育終了までの母子家庭などの児童で1回の入院が14日を超えた場合	所得税が課せられていない世帯 なし	給付額 保険診療分より付加給付額及びそのほか補てんされた医療費を控除した額	● 印鑑 ● 保険証 ● 申請者名義の預金通帳 ● 印鑑 ● 保険証 ● 申請者名義の預金通帳 ● 領収書
乳幼児医療費	対象年齢 通院の場合 入院の場合 0～4歳未満 0～3歳未満 3歳～小学校就学前 1日からの入院 継続して8日間以上の入院	自己負担金 通院の場合 入院の場合 1回 500円 500円に満たない場合はその額で1か月4回が限度。5回目以降は自己負担金なし 1日 500円 処方せんの交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金はありせん		● 印鑑 ● 母子手帳 ● 保険証 ● 保護者名義の預金通帳

飼えなくなった犬・ねこの引き取り日

とき 11月9日・16日・30日

各金曜日 9:00～10:00

ところ 県富士総合庁舎車庫南側

持ち物 愛犬手帳 (犬のみ)

☎ 環境衛生課 55-2768

富士警察署管内交通事故

(10月1日現在)

	年間累計	昨年比
件数	1,977件	+ 20件
死者	17人	+ 6人
負傷者	2,507人	- 15人

安全は自らうち(家庭)から地域から

11月の納期

11月15日～30日

国民健康保険税 (第5期)

☎ 国民健康保険課 55-2753

介護保険料 (第5期)

☎ 介護保険課 55-2765

介護保険コーナー (25)

「介護保険 Q&A」

Q31. 居宅療養管理指導はどのようなサービスですか?

A31. 通院が困難な人の自宅を医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが訪問して、療養上の指導、助言をするサービスです。

- 医師や歯科医師……療養上の注意点などの指導
- 薬剤師……薬の服用などに関する指導
- 管理栄養士……特別食を必要とする利用者に対する食事面の指導
- 歯科衛生士など……歯磨きや入れ歯の手入れなど口の中の衛生管理などの指導

Q32. いわゆる「往診」とはどこが違うのでしょうか?

A32. 医師や歯科医師が行う居宅医療管理指導は、医療行為ではなく次のとおりです。

- ① 介護支援専門員 (ケアマネジャー) に対する介護サービス計画 (ケアプラン) 作成のための情報提供
- ② 介護サービスを利用する上での留意事項、介護方法についての利用者や家族などに関する指導、助言。

※訪問診療や往診、疾患に対する投薬、注射、検査、処置などの医療行為は医療保険からの給付になります。

☆介護保険事業者マップを作成しました☆

希望する人は、介護保険課へ

介護保険課 ☎55-2766 📧kaigo@city.fuji.shizuoka.jp